

「臓器移植法の改正案」の報道に接して

今朝のマスコミで、「臓器移植法の改正案」について報じられている。現行法の「本人の意思尊重」から、「本人の拒否の意志表示がなければ家族（遺族）の承諾のみで行いうる」という改正点が、論議を呼ぶであろうということのようである。この問題に関しては、まずは、資料（情報）集めの段階であり、以下のようなことが私の中で整理されつつある。

「脳死、植物人間、心臓死」

植物人間は、自呼吸は可能。意識こそないが、痛みを感じ、様々な刺激に反応する。脳死状態とは、そうした刺激に反応しない。自呼吸ができないから、人工呼吸器をつける。人工呼吸器をはずせば、数分後に心臓は停止。心臓は、血液の中の酸素をエネルギーにして動いているので、呼吸が止まればエネルギーの補給が途絶えてしまう。脳の構造は大ざっぱには、大脳、小脳、脳幹の三つ。大脳は、モノを考える所。小脳は体の運動を指令する所。脳幹は、内蔵の働きの管理など人間の生命を維持する所。この三つの脳の機能が全部死んでしまった状態が脳死状態で、脳の神経細胞が壊れ、全体としての脳の機能が止まってしまう、もう元へは戻らない状態。人工呼吸器の普及・進歩により、心臓死に至る前の脳死状態中の活動してる状態の臓器を摘出し、その臓器疾患で患っている他の方への移植治療が可能となってきたということのようである。故に、脳死問題は、科学技術（医学）の進歩故に派生してきた問題とも云える。

それ故、今も、脳死状態を人の死と考えるか、脳死の判定基準は現状で十分か、等々の論議があるよう。更に今回の改正案で、人の脳死をその人の自らの意志表示なくとも可能とするかの論点が変わったようである。

私たち一人一人が、「生命」の問題を常々思考しておかないと、自らの判断を問われる事象は起こりうるということであろう。例えば、身近な人が脳死状態と云われ「臓器提供を承諾してくれますか」と問われ、他の人の生命が助かると理解しても、血流のある暖かい体に触れつつ身近な人の「死」と思えるであろうか。

体感・実感する死と、情報・知識としての死には、私の中ではまだまだ距離がありそうである。兎にも角にも、「出生前診断」、「脳死」等々の問題を通し、自らの、そして周りの「生命」について、私たちは自らを問われる難しい時代を生きなくてはならないことだけは確かなようである。

（2004年02月26日記）